

日本学生支援機構の予約採用『給付型奨学金』をお申込みの方へ

2020年4月より、高等教育の修学支援新制度が開始されました。学ぶ意欲のある学生が経済的理由で、進学機会を失わないようにすることが目的の制度で、採用された学生は、奨学金の給付と入学金及び授業料の一部が減免されます。

高等学校にて日本学生支援機構の予約採用『給付型奨学金』に申し込まれた方は、入学選考合格時に奨学金の採否が未定でも、入学金相当額のみを納入していただき、残額は採否決定まで猶予いたします。まずは、以下のスケジュールをご確認いただき、「**大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式)**」を、入学願書と一緒にご提出ください。申請書は、本校のホームページでもダウンロードできます。

※学校のホームページ「ホーム」→「入試・学費」→「学費サポート制度」→「高等教育の修学支援新制度」より

尚、この制度利用に関する申請書の確認は、入学手続きを滞りなく行うことが目的であり、入学選考とは一切関係ありません。

《今後のスケジュール》

①高等学校にて日本学生支援機構の予約採用『給付型奨学金』を申し込む



②「授業料減免の申請書(A様式1)」の必要事項を記入し、本校に提出する



③ 選考結果に同封されている振込依頼書の通り「入学手続Ⅰ」を期日までに納入する

入学意志を確認するため、入学金相当額の納入をお願いいたします。給付型奨学金(入学金の減免)に採用された場合は、差額の学費にて相殺いたします。尚、入学を辞退した場合も、この入学金は返金できませんのでご了承ください。



④10月～ 高等学校から「**大学等奨学金採用候補者決定通知書**」を受け取り次第、**進学先提出用ページ**を本校へ提出する

※採用候補者決定通知書の「進学先提出用」ページのコピーの提出は、郵送・持参・公式LINEのいずれの方法でも構いません。また、万一不採用だった場合も、速やかにご連絡ください。



⑤採用候補者決定通知の内容(支援区分)に応じた差額分の学費等の振込依頼書が届いたら、期日までに納入する

※学費納入につきましては、別途、貸与型奨学金を利用した分納制度や教育ローンのご紹介が可能です。下記までお気軽にお問い合わせください。



⑥2025年3月実施予定 進学届説明会に参加し、「進学届」を提出する

《注意事項》

* 減免の対象となるのは入学金と授業料のみのため、2月上旬にご案内する「入学手続Ⅱ」は、原則として期日までに一括納入となります。

* 日本学生支援機構における審査内容等につきましては、進学先にて関知することはできませんので、お問い合わせは受けかねます。あらかじめご了承ください。

* 授業料の減免区分は毎年9月に家計状況に応じて見直されます。9月の審査により減免区分に変更があった場合、当初認定した学費との差額が発生し、追加のご入金が必要となる可能性がありますのでご注意ください。